第一条第三十七号イ中「第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）」を「金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ⑴において同じ。）」に改め、同号ハ中「（前号トに掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三十七の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ⑵において同じ。）

⑴　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号及び第八条第六項第一号において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

⑵　⑴に掲げる者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

⑴　規制金融機関

⑵　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

第一条第五十三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五十八号中「であって」の下に「、連結自己資本比率（次条又は第十四条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり」を加え、同条第七十三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「補填」を「補塡」に改め、同条第七十七号の次に次の一号を加える。

七十七の二　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

第一条第八十号中「第八十二号」の下に「、第百三十六条第八項」を加え、同条第八十一号中「この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において」を削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　国際統一基準

第二条を次のように改める。

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条　海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通株式等Tier１資本の額（普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額－普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二　連結Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Tier１資本の額（普通株式等Tier１資本の額＋その他Tier１資本の額（その他Tier１資本に係る基礎項目の額－その他Tier１資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

三　連結総自己資本比率　次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額（Tier１資本の額＋Tier２資本の額（Tier２資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

第三条第一項中「第一基準」を「連結自己資本比率」に、「第八条第一項」を「第八条第八項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第五条第二項第一号イ⑴」に、「第二十条第一項」を「第二十条第一項第二号ハ」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「第二条の算式」を「第二条各号の算式」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「（第二条又は第十四条の算式により得られる比率をいう。以下同じ。）」を削り、「保有している資産」の下に「及び第二百四十八条の三第一項又は第二百四十八条の四第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引」を加え、同条第三号中「第二条の算式」を「第二条各号の算式」に改める。

第五条から第八条までを次のように改める。

（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第五条　第二条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二　その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

三　普通株式に係る新株予約権の額

四　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後少数株主持分の額

２　第二条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

⑴　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であって、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この⑴において同じ。）である保険子法人等又は持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。以下この⑴、第九条第一項及び第二十一条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあっては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあってはこれに相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を含む。）の額

⑵　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額